

エクエーター原則/赤道原則(第4版)の概要とその意義

掘 越 秀 郎*

鶴 岡 勇 誠**

エクエーター原則／赤道原則（The Equator Principles）（以下「EP」という）は、大規模なインフラや資源開発等のプロジェクトへの融資に際して、適切な環境・社会配慮がなされているかを調査・確認するための基準等を定める民間金融機関の自主的な枠組みである¹。本稿執筆時点（2020年7月18日）で、世界38の国・地域の106の金融機関により採択されており²、これらの金融機関により、先進国・新興国における国際プロジェクトファイナンスの多くが行われている³。

今般、7年ぶりとなるEPの改正が行われ、EPAより第4版が2019年11月18日付で公表されており⁴、2020年10月1日⁵に発効の予定である。

この改正は、国際連合や多国間における人権・環境問題の議論の進展を背景に、EPが適用される取引範囲を拡張し、人権・気候変動への配慮を強める等、重要な内容を含むものである。本邦を含め、EPを採択している金融機関（Equator Principles Financial Institutions）（以下「EPFI」という）が当事者となるプロジェクトに関連する融資や、プロジェクトに関する環境・社会配慮の実務に影響を与える可能性がある。

また、近時、我が国でも、①ESG投資の拡大、②金融庁におけるスチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの策定、

③経済産業省による価値協創ガイドラインの発表、④環境省によるESG対話プラットフォーム運用の本格化、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」の策定、⑤金融機関による「21世紀金融行動原則」の署名・推進、⑥SDGs実施指針や未来投資戦略の策定・実施、⑦経団連企業行動憲章の改訂、⑧日本弁護士連合会による「ESG（環境・社会・ガバナンス）関連リスク対応におけるガイドライン（手引）～企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて～」（以下「日弁連ガイドライン」という）の公表など⁶、ESGの動きが活発化している。本邦の金融機関にとって環境・社会配慮の問題は今後より重要な課題になる可能性が高く、EPの内容や改正点は、（EPFIに該当しない）我が国の金融機関にとっても、ESGにかかわる重要な指針として有益である。

そこで、本稿では、EPの概要に触れつつ、今回の改正を概観し、その意義を考察することとする⁷。なお、本稿で示される意見は、専ら筆者ら個人のものであり、筆者らの所属する法律事務所のものではないことに留意されたい。

—もくじ—

- I はじめに
- II EP4の概要・改正内容
- III EP4の意義及び実務的影響

*ほりこしひでお、弁護士、西村あさひ法律事務所

**つるおかたけのぶ、弁護士、西村あさひ法律事務所

I はじめに

1 EP 制定の背景・経緯

EPは、民間金融機関によるプロジェクト融資に際しての、環境・社会配慮への対応として制定された。すなわち、大規模プロジェクトが環境・社会に及ぼす影響に関心が高まるなか、1990年代以降、世界銀行や国際金融公社（IFC）による環境・社会配慮確認のための独自のポリシー・ガイドラインの制定や、経済協力開発機構（OECD）加盟国の公的輸出信用機関（Export Credit Agencies）（以下「ECA」という）によるガイドラインの制定が進むとともに⁸、環境NGO等により民間金融機関に対しても環境や社会に配慮した融資姿勢が要求されるようになった。そのような動きを受けて、IFCとも連携して民間金融機関によりEPが起草され、2003年に制定に至ったものである⁹。

2 EP の目的

上記制定の背景が示すように、EPは、民間金融機関が、資金の貸し手や資金調達に関するアドバイザーとして関与するプロジェクトに関して、プロジェクト実施者¹⁰と協力して、環境・社会に対するリスクと影響を特定し、評価し、管理するための枠組みである（EP前文）。EPは複数の民間金融機関による自主的な取組みであり法的強制力はないが、プロジェクトに関与する際の共通のベースラインおよび枠組みとして機能するものであり（EP前文）、プロジェクトファイナンスに関わる民間金融機関にとって環境・社会ポリシーの事実上の国際標準ともいるべき存在とされている¹¹。EPFIにおいては、EPを、プロジェクト関連の融資に係る各金融機関の環境・社会配慮のための社内方針、手順および基準を通じて実施することになる（EP前文）。

3 EP の適用範囲

EPは、全ての国・地域、かつ全ての産業セクターが適用対象であり、当然に本邦も対象となる。そして、EPの適用対象となる金融商品・

業務は以下である。プロジェクト（Project）¹²に関連するものに限られるが、プロジェクトファイナンスのみではなく、プロジェクトに紐付くコーポレートローン、それらに至るまでのブリッジローン、プロジェクトに関連するリファイナンスや買収ファイナンス、プロジェクトファイナンスに係るFA業務も含まれる。

図表：EP の適用対象

対象となる金融商品・業務	対象となる条件
① プロジェクトファイナンスアドバイザリーサービス（Project Finance Advisory Services）	プロジェクト総額が1,000万米ドル以上のもの
② プロジェクトファイナンス（Project Finance）（以下「PF」という）	プロジェクト総額が1,000万米ドル以上のもの
③ プロジェクト紐付きコーポレートローン（Project-Related Corporate Loans）（以下「PRCL」という）	以下の条件を全て満たすもの i 借入額の過半が、プロジェクト実施者が当該プロジェクトの実質的な支配権（Effective Operational Control）を（直接的または間接的に）有するプロジェクトにおけること ii 総借入額および当該EPFIのコミット額（シンジケーション組成または売却前）が、各々5,000万米ドル以上であること iii 貸出期間が2年以上であること
④ ブリッジローン（Bridge Loans）	貸出期間2年未満で、上記②および③の条件を満たすPFまたはPRCLによってリファイナンスされることが企図されるもの

(5) プロジェクト関連リファイナンス (Project-Related Refinance) およびプロジェクト関連買収ファイナンス (Project-Related Acquisition Finance)	<p>以下の条件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象となるプロジェクトが、EPの枠組みに従って資金調達されたものであること ii 対象となるプロジェクトの規模または範囲に、重大な変更がないこと iii ローン契約の締結時点において、プロジェクトの完工¹³が生じていないこと
---	--

II EP4の概要・改正内容

EPは、前文 (Preamble), 適用範囲 (Scope), アプローチ (Approach), 原則 (Statement of Principles), 免責条項 (Disclaimer), 付属書 (Annexes) および別紙 (Exhibits) から構成され、10個からなる原則がその中核をなす。以下、原則を中心に、EPの構成に沿って、その概要および改正点について論じる。なお、特に第3版または第4版のEPを指す場合を、それぞれ、「EP3」または「EP4」という。

1 前文 (Preamble)

前文では、上記I 2に記載したような、EPの基本的理念や目的、EPFIの責務等が規定されている。

EP4で注目されるのは、持続可能な開発目標 (SDGs) を重視する姿勢があらわれていることである。すなわち、EPFIは、EPの適用はSDGsの目標・成果達成に資するものであることを認識するとし、(適切な方法で最小化し緩和してもなお影響がある場合には) プロジェクト実施者は、必要に応じ、人権への影響を解決・治癒する方途を提供し、環境への影響をオフセットすべきとされる。そして、EPFIは、人権に関するデューデリジェンスを実施することで、ビジネスと人権に関する指導原則 (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights) (以下「UNGPs」という)¹⁴に沿って人権を尊重する責務を果たすとする。また、EPFIは、パリ協定 (2015 Paris Agreement)¹⁵の目的を支持し、プロジェクトに関する潜在的な気候関連のリスクを評価するに際し

て、気候変動関連財務情報の任意の開示の枠組みに関する最終報告書 (Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures) (以下「TCFD」という)¹⁶に沿って気候関連の情報開示の向上を図る役割を有するとする。

また、EP4では、EPFIは、EPの適用範囲外の金融商品・業務についても、環境・社会に係るリスク・影響を特定・管理し、人権を尊重する広汎な責任を負っており、その裁量により、EPの枠組みを、その適用範囲外の金融商品・業務においても活用可能とする。

2 適用範囲 (Scope)

適用範囲では、EPが適用される5つの金融商品・業務が列記されている。また、EPは遡及適用されないものの、既存プロジェクトの拡張・アップグレードに係るファイナンスにも適用されるとする。

EPが適用される金融商品・業務の範囲は、上記I 3に記載のとおりであるが、EP4においては、その適用範囲が拡大されている。まず、PRCL (プロジェクト紐付きコーポレートローン) については、EP3では総借入額が1億米ドル以上の場合にEPの適用対象とされたが、EP4では、かかる金額水準が5,000万米ドル以上に下げられている。さらに、EP3では除外されていた、国、地方政府または政府省庁向けの融資についても、EP4では、カテゴリーAおよび(適切な場合には) カテゴリーBのプロジェクトに関し、PRCLに含まれるとされる (PRCLの定義の改正)。加えて、EPの適用対象に新たな類型の取引が追加され、上記I 3に記載の条件を満たすプロジェクト関連リファイナンス¹⁷およびプロジェクト関連買収ファイナンス¹⁸にも、EPが適用される。

3 アプローチ (Approach)

アプローチでは、EPの適用対象となる5つの金融商品・業務に対するEPの基本的な考え方およびEPFI間の情報共有について規定されている。

まず、EPFIは、原則1から原則10の関連す

る要件を満たす案件にのみ、PF および PRCL を提供するとされる。次に、プロジェクト関連リファイナンスおよびプロジェクト関連買収ファイナンスについては、EPFI は、それらのファイナンスに際しても、既存の環境・社会に係る全ての義務が継続的に含まれるようにするための合理的な措置をとることで、対象となるプロジェクトに EP を継続的に適用するとされる。プロジェクトファイナンスアドバイザリーサービスおよびブリッジローンについては、EPFI は、プロジェクト実施者に対して EP の内容、EP の適用、EP を適用することのメリットについて認識させ、プロジェクト実施者が後に長期資金を調達する場合において EP の要求事項を満たす意思があることを確認し、EP を適用するために必要となる段階まで、プロジェクト実施者を導き、サポートするとされる。

EP4においては、プロジェクト関連リファイナンスおよびプロジェクト関連買収ファイナンスが EP の対象とされたことに伴い、それらの業務に関する記載が追加されているが、その点を除き、大きな変更はない。

4 原則 1 (Review and Categorisation)

原則 1 (レビューおよびカテゴリー付与) では、プロジェクトに対する融資を打診された場合、EPFI は、環境・社会に対する潜在的なリスク・影響の大きさに応じて、当該プロジェクトを 3 つのカテゴリー (カテゴリー A から C) に分類することを定める。かかる分類は、IFC の環境・社会カテゴリー付与のプロセスに基づき行われる。いずれのカテゴリーに分類されるかで、以下のとおり EP に基づき要求される事項 (適用される原則) が異なるため、カテゴリー分けは EP を適用するに際しての出発点となる。

図表：カテゴリー分けと適用される原則の概要¹⁹

原 則	カテゴリー		
	A	B	C
原則 2 環境・社会アセスメント	○	○ (※1)	※1

気候変動リスクアセスメント (physical risk)	○	△	-
気候変動リスクアセスメント (transition risk)	温室効果ガス排出量が CO2換算で年間10万トン超になると見込まれる場合		
原則 3 適用される環境・社会基準	○	○	-
原則 4 環境・社会マネジメントシステムと EP アクションプラン	○	○	-
原則 5 ステークホルダー・エンゲージメント	○	○	-
原則 6 苦情処理メカニズム	○	△	-
原則 7 独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー	○	△	-
原則 8 誓約条項	○	○	○
原則 9 独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証	○	△	-
原則10 情報開示と透明性	○	△	-

○：適用、△：必要に応じて適用、-：適用しない

※1：カテゴリー B については、適切なものはカテゴリー A と同様の規律に服し、それ以外のカテゴリー B および(潜在的には) カテゴリー C については、限定的または調査対象を絞った環境・社会アセスメント。

EP4では、カテゴリー分けの基準となる環境・社会のリスク等に、人権、気候変動および生物多様性に係るリスク等が含められている。また、脚注にて、カテゴリー B の取扱いについて言及されており、カテゴリー B に分類されるプロジェクトが有する潜在的な環境・社会に対するリスク・影響の大きさは幅が広いものであり、一般論として、リスクの大きいプロジェクトについては、カテゴリー A に類する取扱いとなること、リスクの低いプロジェクトについては、より緩やかな取扱いとなるとする (EP4 脚注 2)。EPFI としては、自らの裁量により、相応しい取扱いを判断することになる。

5 原則2 (Environmental and Social Assessment)

原則2（環境・社会アセスメント）では、EPFIが満足する態様で適切なアセスメント(Assessment)を実施するようEPFIがプロジェクト実施者に対して要求することや、アセスメントの内容を纏めたアセスメント文書(Assessment Documentation)の作成・規定すべき事項など、アセスメントの要件を定める。

EP4では、人権や気候関連のリスクを重視する前文の改正に沿った改正が加えられている。すなわち、アセスメント文書においては、プロジェクトの性質・規模に応じた適切な方法で負の影響を最小化し、緩和する手段を提案するものとされるが、EP4においては、（なおリスクが残る場合には）労働者(Workers)²⁰、影響を受ける地域社会(Affected Communities)および環境に対するリスク・影響についての補償・オフセット・救済手段も提案するものとされる。また、プロジェクト実施者においては、UNGPsに沿った人権(Human Rights)に対する潜在的な負の影響のアセスメント、およびTCFDに沿った気候変動リスクアセスメント(Climate Change Risk Assessment)を、アセスメント文書に含めることが期待されるとする。

気候変動リスクアセスメントが要請されるのは、①全てのカテゴリーAおよび（適切な場合には）カテゴリーBのプロジェクト、②全てのプロジェクトについて、所在地に関係なく、スコープ1基準の排出(Scope 1 Emissions)²¹およびスコープ2基準の排出(Scope 2 Emissions)²²合算での温室効果ガス排出量がCO₂換算で年間10万トン超になると見込まれるプロジェクトである。気候変動リスクアセスメントに際し、上記①のプロジェクトについては、物理的リスク(physical risk)²³の考慮が、上記②のプロジェクトについては、移行リスク(transition risk)²⁴の考慮が要請される。気候変動リスクアセスメントは、概要で足りるもの、以下の点について応えるべきとされる(EP4付属書A)。

- ・プロジェクトの稼働に関する、現在および将

来予想される気候関連リスク（物理的リスクおよび／または移行リスク）は何か。

・プロジェクト実施者は、これらのリスクを管理する、計画、プロセス、指針および仕組みを有しているか。

また、プロジェクト実施国の気候変動に関するコミットメント（自国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution: NDC)など）とプロジェクトとの整合性について検討すべきとされる。

6 原則3 (Applicable Environmental and Social Standards)

原則3（適用される環境・社会基準）では、原則2で定めているアセスメントプロセスで適用される環境・社会基準を定めており、全てのプロジェクトについて、プロジェクト所在国の環境・社会関連法規、許認可の遵守を求めている。具体的には、EPFIは、適用される環境・社会基準がプロジェクトにおいて遵守されているか否かを評価するに際して、①指定国以外の国(Non-Designated Countries)におけるプロジェクトについては、IFCパフォーマンスタンダード(IFC Performance Standards on Environmental and Social Sustainability)²⁵および世界銀行グループの環境・衛生・安全(EHS)ガイドライン(World Bank Group Environmental, Health and Safety Guidelines)²⁶の遵守有無を評価し、②指定国(Designated Countries)²⁷におけるプロジェクトについては、プロジェクト所在国の環境・社会関連法規、許認可の遵守有無を評価するとされる。

EP4における大きな変更点として、指定国の法律は、原則2、原則4、原則5および原則6の要求基準を満たしているとのEP3にあった記述が削除され、むしろ、EPFIは、指定国におけるプロジェクトについて、一または複数のIFCパフォーマンスタンダードをガイドラインとして活用し得るリスクがプロジェクトにないかを評価するとされていることが挙げられる。また、EPFIによるデューデリジェンスは、全てのカテゴリーAおよびカテゴリーBのプロジェクトについて、プロジェクトおよび取引が

どのように原則1から10までの各原則を満たしているかを検証・確認することを含むとされる。

7 原則4 (Environmental and Social Management System and Equator Principles Action Plan)

原則4（環境・社会マネジメントシステムとEPアクションプラン）では、EPFIは、プロジェクト実施者に対して、環境・社会マネジメントシステム（Environmental and Social Management System : ESMS）を構築・維持することを要求すること、プロジェクト実施者は、アセスメントによって提起された課題に対し、適用基準の遵守に必要な対策を導入するための環境・社会マネジメントプラン（Environmental and Social Management Plan : ESMP）を作成することを定める。EP3からの大きな変更点はない。

8 原則5 (Stakeholder Engagement)

原則5（ステークホルダー・エンゲージメント）では、EPFIは、プロジェクト実施者が、影響を受ける地域社会（Affected Communities）、労働者（Workers）および（関係する場合には）他のステークホルダー（Other Stakeholders）に対して、効果的なステークホルダー・エンゲージメント（Stakeholder Engagement）を継続的に実施することを要求する旨が定められている。そして、影響を受ける地域社会に対して大きな負の影響を与える可能性があるプロジェクトについては、プロジェクト実施者は、影響を受ける地域社会に対して十分な情報を提供した上で協議と参画（Informed Consultation and Participation）のプロセスを経るとする。

EP4においては、先住民族に関するステークホルダー・エンゲージメントが強化されている。すなわち、以下に記載する各プロジェクトについては、事前の十分な情報に基づく合意（Free, Prior, and Informed Consent : FPIC）が必要とされるところ、その際に、EP4においては、適格かつ独立したコンサルタント²⁸により、先住民族との協議プロセスおよびその結果を、プ

ロジェクト実施国の法律およびIFCパフォーマンススタンダード第7項に照らして評価すべきとされる。

- ・先住民族が伝統的に所有しているまたは慣習的に使用している土地や天然資源への影響があるプロジェクト
- ・先住民族が伝統的に所有しているまたは慣習的に使用している土地や天然資源から、先住民族を移転させるプロジェクト
- ・先住民族のアイデンティティにとって不可欠な重要な文化遺産に多大な影響のあるプロジェクト
- ・先住民族の文化遺産を商業目的で利用するプロジェクト

また、IFCパフォーマンススタンダード第7項の要求事項を満たす誠実な交渉がなされたにもかかわらずFPICが達成されたか明らかではない場合、EPFIは、適格かつ独立したコンサルタントのアドバイスも得て、その点がIFCパフォーマンススタンダード第7項からの許容し得る乖離に該当するかや、プロジェクト実施者において追加的な是正措置を行う必要があるかを判断するとされる。

なお、上記6で言及したとおり、EP4においては、指定国におけるプロジェクトであっても、この原則5の遵守有無を検証する必要がある。この点はEP3からの大きな変更であるとともに、IFCパフォーマンススタンダードが指定国に幅広く適用される一例ということができる。

なお、事前の十分な情報に基づく合意（FPIC）については、EP4の草稿段階ではより厳格に先住民族の同意を求める案もあったが²⁹、結論としては、基本的にEP3と同内容となっている。すなわち、FPICは、プロジェクト実施者と先住民族との間の誠実な交渉を通じて、十分な情報を提供した上で協議と参画（Informed Consultation and Participation）のプロセスをより実効的なものとし、意思決定に際して先住民族の有意義な参加を確保し、合意を得ることに焦点を当てるものであるが、影響を受ける先住民族全員の合意を必要とするものではなく、個人または少数グループに拒否権を与えるものではないとされる。また、プロジェクト実施者

に対して、コントロールできない事項につき合意することは求められていない（EP4脚注7）。

9 原則6 (Grievance Mechanism)

原則6（苦情処理メカニズム）では、EPFIは、環境・社会マネジメントシステム（ESMS）の一環として、プロジェクトの環境・社会面での配慮に関する懸念・苦情を受け付け、解決を促すため、プロジェクト実施者が苦情処理メカニズムを構築することを要求する旨を定める。

EP4において大きな変更点はないが、苦情処理メカニズムは、効果的（effective）³⁰である必要があるとされ、また、影響を受ける地域社会および労働者の利用のために設計されるとする。EP4における人権重視の姿勢が現れているといえよう。

10 原則7 (Independent Review)

原則7（独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー）では、独立した環境・社会コンサルタント（Independent Environmental and Social Consultant）によるプロジェクトのレビューについて定めており、PFおよびPRCLについて、EPFIのデューデリジェンスを補完し、EPの遵守状況を評価するために、独立した環境・社会コンサルタントが、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスを記録した文書を含むアセスメントプロセスの独立したレビューを行うとする。

EP3では、PRCLについて独立した環境・社会コンサルタントによるレビューが必要に求められたのは、高リスクの影響が懸念されるプロジェクトに限られていたが、EP4ではPFと同様の規律とされ、カテゴリーAおよび（適切な場合には）カテゴリーBのプロジェクトについてかかるレビューが求められる。また、独立した環境・社会コンサルタントは、プロジェクトにおいてEPが遵守されることとなるような適切なEPアクションプラン（Equator Principles Action Plan：EPAP）を提案・意見し、または適用ある基準からの許容し得る乖離について示唆するとされる。

11 原則8 (Covenants)

原則8（誓約条項）は、EPの対象となるプロジェクトについて、その融資契約に規定すべき誓約条項（コベナンツ）について規定する。プロジェクト実施者が環境・社会に関するコベナンツを遵守していない場合、EPFIは違反を治癒するよう、改善策についてプロジェクト実施者と協力する旨を定める。また、プロジェクト実施者が、猶予期間中に違反を治癒できない場合、EPFIは、適切と判断する自らの権利の救済措置を実行する権利を保持すると規定する。

EP4においては、かかる救済措置として、デフォルト宣言が含まれることが明記された。また、プロジェクト関連リファイナンスおよびプロジェクト関連買収ファイナンスについて、EPFIは、リファイナンスや買収資金に係るファイナンス契約においても、既存の環境・社会に係る全ての義務が継続的に含まれるようにするための合理的な措置をとるとする。

12 原則9 (Independent Monitoring and Reporting)

原則9（独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証）では、PFおよびPRCLにつき、EPFIは、プロジェクトに関し、フィナンシャル・クローズ（Financial Close）³¹からローン期間にわたりEPが遵守されているか評価するために、独立したモニタリング・報告を求めるとする。そして、かかるモニタリング・報告は独立した環境・社会コンサルタントにより提供されるべきであるが、代替手段として、適格かつ経験豊富な外部専門家をプロジェクト実施者が任用した上で、外部専門家がモニタリング情報を検証し、EPFIに共有する方法もあるとする。

EP3においては、PRCLについて独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリング等が必要とされるのは、高リスクの影響が懸念されるプロジェクトに限られていたが、原則7の改正と同様に、EP4ではPFと同様の規律とされ、カテゴリーAおよび（適切な場合には）カテゴリーBのプロジェクトについてかかる

モニタリング等が求められる。

13 原則10 (Reporting and Transparency)

原則10（情報開示と透明性）は、プロジェクト実施者およびEPFIの情報開示について定める。まず、プロジェクト実施者は、（原則5に基づくステークホルダー・エンゲージメントに従った情報開示に加えて）少なくとも環境・社会影響評価書（Environmental and Social Impact Assessment : ESIA）の要約をオンライン上で開示し、また、プロジェクト操業期間中の温室効果ガス（GHG）排出量がCO₂換算で年間10万トン超の場合、GHG排出量（適切な場合には、GHG排出効率）を毎年公表するとされる。EPFIについては、少なくとも年に1回、フィナンシャル・クローズした案件およびEPの実施プロセスや実績について公表するとされる³²。

EP4においては、プロジェクト実施者が開示すべきESIAの要約に、関連する場合には、人権および気候変動へのリスク・影響の要約を含めるとされた。また、プロジェクト実施者による情報開示に関して、EPFIは、商業的にセンシティブでないプロジェクト特有の生物多様性に関するデータを、当該データが将来における判断・研究に活用されるよう、プロジェクト実施者が地球規模生物多様性情報機構（Global Biodiversity Information Facility : GBIF）などと共有するよう奨励するとする。

III EP4の意義及び実務的影響

EP4では、人権・気候変動への配慮が強まっており、前文および原則2に従い、UNGPsに沿った人権に対する潜在的な負の影響のアセスメントおよび、TCFDに沿った気候変動リスクアセスメントが要求されることになる。指定国におけるプロジェクトであっても、プロジェクト実施国の法令を遵守してさえいれば足りるというわけではなく、EP4の基準に照らして検討する必要がある。そのため、プロジェクト実施国の法令とEP4で要求される基準との乖離について個別の検討を要することになると思わ

れる。

気候変動という観点からは、近時、本邦のメガバンクにおいても、石炭火力発電所の新規建設を資金使途とする投融資等は行なわない旨などが公表されているが³³、EP4では、気候変動リスクアセスメントが要求され、当該リスクの管理やNDCとの整合性も問われることから、石炭火力発電所への新規融資の他、リファイナンスや買収資金に係るファイナンスも含めて、この傾向は、本邦においてもますます強まるものと予想される。

人権という観点からは、EP4では、上記II 8で言及したとおり、指定国であっても、原則5の遵守有無を確認する必要があり、従って、先住民族に影響を及ぼす一定のプロジェクトについては、FPICが必要とされる。原則5の下では、IFCパフォーマンスタンダード第7項の要求事項を満たす誠実な交渉がなされたにもかかわらずFPICが達成されたか否かが明らかではない場合、EPFIは、許容し得る状態にあるか、プロジェクト実施者において追加的な是正措置を行う必要があるかといった点を判断する必要があることから、そのような場合における判断基準・プロセス等についても予め検討しておく余地があろう。

また、EP4においては、上記II 2のとおり、その適用範囲が広がることから、EPFIがプロジェクトに関するリファイナンスや買収ファイナンスを供与する場合には、リファイナンスの対象となるローンや買収対象となるプロジェクトのローンが、EPに適合しているのか否かを確認する必要があろう。他方、将来におけるリファイナンスやプロジェクトの買収を見越して、この点の情報開示が可能となる手当てをしておくことについても検討を要するように思われる。

さらに、EPの適用が求められない金融商品・業務について、EPを任意に活用することも可能であり（EP前文）、EPFIとしては、この点についての自らのスタンスを検討する必要がある。また、EPFIに該当しない金融機関においても、EPFIやECAが組成・主導するプロジェクト関連融資に参加することも多く、近時のSDGsやESG重視の流れを踏まえれば、自社

におけるポリシー等の作成に際して参考にできる点も少なくないものと思われる。

[注]

- 1 EP の内容については、株式会社みずほ銀行＝株式会社三菱東京UFJ銀行（当時）＝株式会社三井住友銀行著『実務解説 エクエーター原則／赤道原則—プロジェクト融資の環境・社会リスク管理』（金融財政事情研究会、2016年）（以下「実務解説」という）に詳しい。また、各行のEPに関するウェブサイトも充実しており、参考にされたい。
- 2 本邦では、株式会社新生銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、日本生命保険相互会社、農林中央金庫および三井住友信託銀行株式会社の8社がEPを採択している。
- 3 エクエーター原則／赤道原則協会（The Equator Principles Association）（以下「EPA」という）のウェブサイト（<https://equator-principles.com/about/>）参照。
- 4 <https://equator-principles.com/wp-content/uploads/2020/01/The-Equator-Principles-July-2020.pdf>
- 5 当初は2020年7月1日発効予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて、3か月延期された。
- 6 各事項の概要は、日弁連ガイドンス（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180823.pdf）の別紙が参考になる。
- 7 EPAからは、EPの第4版とは別に、新型コロナウイルス感染症の流行下におけるEPの遵守・実行についてのガイドンスが公表されている（<https://equator-principles.com/ep-association-news/guidance-on-ep-implementation-during-the-covid19-pandemic/>）。EPFI及びプロジェクト実施者（借入人）の双方にとって有益な内容であるが、紙幅の関係上、本稿での言及は割愛する。
- 8 本邦では、株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人国際協力機構（JICA）および株式会社日本貿易保険（NEXI）がそれぞれ環境・社会配慮に関するガイドラインを制定しており、これらの機関が関与する一定の案件においては、当該ガイドラインの遵守が融資等を受けるための条件の1つとされている。
- 9 実務解説3頁。その後、2回の改正を経て、今回の第4版が3回目の改正である。
- 10 EPでは、「client」という用語（=EPFIの顧客）が用いられているが、本稿では、説明の分かりやすさを考慮して、「プロジェクト実施者」という用語を用いている。
- 11 実務解説2頁。
- 12 プロジェクト（Project）とは、定義語であり、セクターを問わずその所在位置が特定できる開発行為をいうとされ、既存事業の拡張または改修を含むとされる（EP別紙1）。なお、EP第4版では、プロジェクトの所在位置は隣接している必要はなく、プロジェクトは、一または複数のエリアにわたり得るとする。
- 13 プロジェクトの完工（Project Completion）とは、予め定めた所定の方法に従ってプロジェクトが完成し、稼働することになった日をいい（EP別紙1），当該日以降は、プロジェクトからのキャッシュフローが主な返済原資になる。
- 14 https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf
- 15 <https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/the-paris-agreement>
- 16 <https://www.fsb-tcfd.org/publications/final-recommendations-report/>
- 17 リファイナンス（Refinance）とは、新規ローンを用いて既存ローン（デフォルトまたはデフォルトに近い状態にないもの）を返済し、既存ローンを新規ローンに置き換えることをいう（EP別紙1）。
- 18 買収ファイナンス（Acquisition Finance）とは、プロジェクトまたはプロジェクトカンパニー（プロジェクトを独占的に保有またはその過半数の株式を保有しているもの）の取得に係る資金提供であって、プロジェクト実施者がプロジェクトの実質的な支配権（Effective Operational Control）を有するものをいう（EP別紙1）。
- 19 実務解説31頁の図表を参考に、EP4の内容を織り込む形で筆者らが作成。
- 20 労働者（Workers）とは、プロジェクト実施者により直接・間接に雇用されプロジェクトサイトで労働に従事している全ての労働者をいい、フルタイム・パートタイムの労働者、請負業者、下請業者および臨時労働者を含むとされる（EP別紙1）。
- 21 スコープ1基準の排出（Scope 1 Emissions）とは、プロジェクトの敷地境界内の所有または支配する施設から直接排出される温室効果ガスを意味する（EP別紙1）。
- 22 スコープ2基準の排出（Scope 2 Emissions）とは、プロジェクトの敷地境界外の施設でプロジェクトのために使用されるエネルギー生産により間接排出される温室効果ガスを意味する（EP別紙1）。
- 23 物理的リスク（physical risk）とは、TCFDに由来する概念で、気候変動から生じるリスクをいい、気象災害等の事象（急性）およびより長期的な気候パターンのシフト（慢性）を含む。急性の

- 物理的リスクには、サイクロン、ハリケーンおよび洪水などの異常気象現象の激化によるリスクを含む。慢性の物理的リスクは、高温の持続などの気候パターンの長期的なシフトをいい、海面上昇や長期的な熱波を生じさせるとする（EP別紙1）。
- 24 移行リスク（transition risk）とは、TCFDに由来する概念で、低炭素経済への適応過程において生じ得るリスクである。政策および法規制のリスク（例えば、排出の制限、炭素税の賦課など）、水または土地の利用に関する規制等、技術や市場の変化に起因する需要供給のシフト、レビューションリスクが含まれるとする（EP別紙1）。
- 25 https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Topics_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Sustainability-At-IFC/Policies-Standards/Performance-Standards
- 26 https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/ehs-guidelines
- 27 2020年3月4日現在において、アイスランド、アイルランド、アメリカ、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニ
- ア、韓国、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルクである。
- 28 原則7で後述する独立した環境・社会コンサルタント（Independent Environmental and Social Consultant）とは異なる概念であるが、同コンサルタントやリーガルアドバイザーなどが該当し得る（EP4脚注8）。
- 29 <https://equator-principles.com/wp-content/uploads/2019/07/Summary-of-proposed-changes-in-EP4-09-07-19.pdf> 参照。
- 30 苦情処理メカニズムが効果的であるというための基準は、UNGPsの原則29および31にみられる（EP4脚注9）。
- 31 フィナンシャル・クローズ（Financial Close）とは、初回の貸付実行に係る貸付実行前提条件が全て充足または放棄された日をいう（EP別紙1）。
- 32 公表すべき具体的な項目については、EPの付属書Bに列記されている。
- 33 例えば、株式会社みずほフィナンシャルグループによる2020年4月15日付「サステナビリティへの取り組み強化について」と題するプレスリリース参照。

アメリカ法分析

—③⁹—

～ソーシャル・ディスタンシング、ビジネスマインドそしてリーガルマインド～

世界ビジネスの中心地アメリカでも、コロナ時代のみならず、ポスト・コロナ時代も、「ソーシャル・ディスタンシング（社会的な距離化）」が必要という客観条件に、既存ビジネスが、対応仕切っていない面は、無視できまい。

他方、これは、アメリカが社交を重視する社会であることと一定の関係性がある。ウォール街でも、平時であれば、金曜の夕方近くは、ワインとチーズの会話パーティーと、相場は決まっていた。

ハリウッドは、やたらと、マンハッタンを、遊びの街と描きがちだが、実際のニューヨーカーは、タフなワーカホリック（働き中毒）というのが、全米的イメージであり、ハリウッド映画は、全く正確でない。

筆者の学問の恩師である矢澤惇（まこと）東京大学法学部元教授は、ビジネス法の世界における規範と倫理とが異なる点を、学生への最初の授業で語るのを常とした。それは、アメリカのビジネス法弁護士実務の礎石でもある。

ビジネスは、法の規範ギリギリをもって、何とか儲ようとしたがちだ。これは客観的、一般的な事実な

のだ。

しかし、ソーシャル・ディスタンシングは、コロナに直面する現代社会の、不動の事実なのだ。

事実として、ギリギリで勝負してきたビジネス社会のアプローチの歴史は、厳肅なる事実としてのソーシャル・ディスタンシングには、事実VS事実の強度における闘いでは、敗れざるを得ない。

つまり、規範VSビジネスで、ギリギリの闘いを仕掛けてきたビジネスの事実という歴史の歯車は、ソーシャル・ディスタンシングという人類の新たな事実の時代に直面し、異次元の闘いを強いられている。

それでも、規範の境界線ギリギリのところで、儲けようとするビジネスマインドが、ソーシャル・ディスタンシングで死滅するはずはない。従って、ソーシャル・ディスタンシングの時代にふさわしいリーガルマインドもまた求められるのが現代と言えるかもしれない。

（ニューヨーク州弁護士
ワシントンD.C.弁護士 湯浅 卓
桃山学院大学客員教授）